



福岡医発第 2167 号(地)
令和元年 11 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「福岡県病床規模適正化支援事業費補助金」に係る周知について

今般、福岡県保健医療介護部医療指導課より、今年度の新規事業として、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した標記事業を実施することとなったとして、本会に対し周知依頼がありました。

本事業は、地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、福岡県地域医療構想における各構想区域内において過剰となっている病床機能の病床を削減することに伴い実施する事業に対して補助が行われるものです。事業内容につきましては、別添の事業概要をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、本事業に関するお問い合わせは、福岡県保健医療介護部医療指導課医療計画係（TEL：092-643-3328 担当者：西川）までお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

1医指第1403号
令和元年11月18日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长

} 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「福岡県病床規模適正化支援事業費補助金」に係る周知について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金については、地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した新規事業として本年度より実施することとなりました。

ついては、別添のとおり関係資料を送付いたしますので、貴会会員へ周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

<連絡先>

福岡県保健医療介護部医療指導課
医療計画係:西川

TEL:092-643-3328 FAX:092-643-3277

E-mail:nishikaw-r9299@pref.fukuoka.lg.jp

事業概要

○ 事業名

病床規模適正化事業

○ 事業内容

- ① 医療機関が、過剰な病床を他の用途へ変更^(※)する場合に必要な改修費用について支援
 ※ 研修室や職員休憩室、手術室など、医療機関の機能向上に資する用途変更(病床機能の転換以外)とする。
- ② 医療機関が、過剰な病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室)や医療機器の処分を行った際に発生する損失について支援
- ③ 医療機関が①又は②の取組みを実施することに伴い、当該医療機関に勤務する職員が早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)を活用して退職した場合に発生する退職金の割増分について支援

<助成内容>

	補助対象経費	基準額	補助率
①	工事費、工事請負費 及び備品購入費	鉄筋コンクリート:200,900 円/㎡、 ブロック:175,100 円/㎡	1/2
②	固定資産除却損、 固定資産廃棄損及び 固定資産売却損	病床削減に伴い、不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療 機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上の特別 損失に計上される金額に限る)	1/2
③	退職金の割増分	6,000 千円×退職職員数	1/2

※ 詳細については「福岡県病床規模適正化支援事業補助金交付要綱」を参照ください。

※ 様式等については、県ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/byousyoubukibo-tekiseika.html>

福岡県病床規模適正化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡県病床規模適正化支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、福岡県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所の開設者であって知事の認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものが役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(補助対象事業)

第3条 地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、福岡県地域医療構想における各構想区域内において過剰となっている病床機能の病床を削減（補助金の交付申請直前における病床機能報告において稼働病床として報告している病床を削減する場合に限る。）することに伴い実施する次の事業

イ 病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設の整備

ロ 建物の病室や医療機器の処分に係る損失

ハ イ又はロを実施することに伴い、当該医療機関に勤務する職員が早期退職制度を活用して退職した場合に発生する退職金の割増相当額

2 前項に掲げる事業の実施に当たっては、あらかじめ補助対象事業者の属する福岡県地域医療構想調整会議において事業概要等に係る確認を得なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、この補助金の交付の決定前に対象事業に係る工事契約等を締結した場合については、補助の対象としない。ただし、補助金の交付の決定前に知事が補助金を内示した場合で、当該内示日以降に工事契約等を締結している場合又は施設整備事業で補助対象工事が前年度以前から引き続く全体工事の一部分となる場合にあっては、この限りではない。

(補助対象外費用)

第4条 次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに駐車場、通路敷設に要する費用
- (3) 工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- (5) その他適当と認められない費用

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとし、次により算出した額の合計額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額がないものは対象経費の実支出額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に別表の第4欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 前項の規定により算出された各補助事業者の補助所要額の合計が本事業に係る県の予算額を超える場合には、必要な調整を行う場合がある。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 経費所要額調書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分変更（当該事業費の額の30%以内の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ その他重要な変更として知事が別に定める場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産については、知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。なお、知事が定める期間については、補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）の例による。

- (4) 知事の承認を受けて、補助対象事業により取得した財産を処分することによって収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助対象事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助金の交付の決定を受けた者は、この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国、県その他の公共団体等からの負担金又は補助金を受給してはならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、第6条に規定する申請書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、前条各号に定める条件の他に必要な条件を付けるものとする。

(交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付を受けようとする者が、前条に規定する交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第11条 補助事業者は、事業計画について変更の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（第3号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 建物の規模、構造又は用途の変更が生じない変更
- (2) 補助対象経費の変更が30%以内の変更
- (3) その他知事が軽微な変更と認めるもの

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第 4 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙 3）
- (2) 経費所要額精算書（別紙 4）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第 15 条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受領した場合において、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（支社、支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 17 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 7 条各号に掲げる条件又は第 8 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 11 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 12 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行し、令和元年度から令和 3 年度までの補助金について適用する。

別表（第5条関係）

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設整備	用途変更面積 1 m ² 当たり (鉄筋コンクリート) 200,900 円 (ブロック) 175,100 円	福岡県地域医療構想における各構想区域内において過剰となっている病床機能の病床を削減（補助金の交付申請直前における病床機能報告において稼働病床として報告している病床削減する場合に限る。）することに伴い不要となる病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費（福岡県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものにより対象とする。）	2分の1
特別損失	財務諸表上の特別損失に計上される額	福岡県地域医療構想における各構想区域内において過剰となっている病床機能の病床を削減（補助金の交付申請直前における病床機能報告において稼働病床として報告している病床を削減する場合に限る。）することに伴い不要となる建物の病室分や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）、固定資産売却損（売却収入を含む。））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。） ・ 福岡県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものにより対象とする。 ・ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。 ・ 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。 ・ 「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。 ※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者である	2分の1

		ことその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係がある者をいう。	
退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員1人当たり6,000 千円	福岡県地域医療構想における各構想区域内において過剰となっている病床機能の病床を削減(補助金の交付申請直前における病床機能報告において稼働病床として報告している病床を削減する場合に限る。)することに伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用により上積みされた退職金の割増相当額	2分の1

「福岡県病床規模適正化支援事業費補助金」に係る各種資料について

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2019年11月18日更新

「福岡県病床規模適正化支援事業費補助金」に係る各種資料について

標記補助金について、下記のとおりお知らせします。ご不明な点ございましたら下記メールアドレスまでご連絡いただきますようお願いいたします。

1 事業概要

[事業概要](#) [PDFファイル/72KB]

2 福岡県病床機能適正化支援事業補助金交付要綱

[福岡県病床機能適正化支援事業補助金交付要綱](#) [PDFファイル/114KB]

3 様式

[様式一式\(一括ダウンロード用\)](#) [その他のファイル/170KB]

[交付申請書\(第1号様式\)](#) [Wordファイル/15KB]

[事業計画書\(別紙1\)](#) [Excelファイル/27KB]

[経費所要額調書\(別紙2\)](#) [Excelファイル/12KB]

[歳入歳出予算書\(抄本\)](#) [Excelファイル/12KB]

[誓約書](#) [Excelファイル/28KB]

[交付決定前着手届\(第2号様式\)](#) [Wordファイル/15KB]

[事業計画変更承認申請書\(第3号様式\)](#) [Wordファイル/17KB]

[事業実績報告書\(第4号様式\)](#) [Wordファイル/17KB]

[事業実績報告書\(別紙3\)](#) [Excelファイル/27KB]

[経費所要額調書\(別紙4\)](#) [Excelファイル/13KB]

[歳入歳出決算書\(抄本\)](#) [Excelファイル/12KB]

[消費税等仕入控除税額報告書\(第5号様式\)](#) [Wordファイル/19KB]

このページに関するお問い合わせ先

医療指導課

医療計画係

Tel:092-643-3328

Fax:092-643-3277

iryoshido@pref.fukuoka.lg.jp